

## ◆高齢者虐待の区分

	レベル3 (重度)	レベル2 (中等度)	レベル1 (軽度)	虐待なし
総合	生命・心身の健康、生活に関する危険な状態が生じている。	生命・心身の健康、生活に著しい影響が生じている。	生命・心身の健康、生活への影響が予想される。	左記に該当せず、虐待のみられない状態。
身体的虐待	暴力等によって、生命の危険がある(重症の火傷・骨折・頭部外傷・身体的拘束等)。	暴力等によって、打撲痕、擦過傷、内出血が認められる。	時々、軽くつねられる、叩かれるといった状態が見られる。	左記に該当せず、虐待のみられない状態。
ネグレクト 介護の放棄	食事が与えられないことによる重度の低栄養や脱水状態。十分な介護を受けられないことによる重度の褥瘡や肺炎、戸外放置等。	食事が与えられないことによる体重の減少がみられる。十分な介護が受けられないことによる極めて不衛生、不潔な状態。	一時的にケアが不十分な状態がある。状態にあったケアがなされていない。	左記に該当せず、虐待のみられない状態。
経済的虐待	年金の搾取等により、収入源がとたえ、食事がとれない、電気・ガス・水道が止められる。	年金の搾取等により、収入源がとたえ、支払いが滞りがちとなる。	他者が年金等を管理し、時折、本人の承諾なく遣われている。	左記に該当せず、虐待のみられない状態。
心理的虐待	著しい暴言や拒絶的態度により、人格や精神症状に歪みが生じている。時にうつ状態や自殺企図にまでいたる。	暴言や無視により、無気力や自暴自棄になっている。自己効力感の低下が著しい状態。	無視や幼児言葉や暴言があり、落ち込むことがある。	左記に該当せず、虐待のみられない状態。
性的虐待	同意のない性行為がなされること。わいせつな行為をすること、または、させること。恒常的な行為が続く、または、性感染症などに至る。	排泄介助後、下半身を放置するなど、心身の健康に影響のおそれがある状態。	性的な言葉かけ、接触、態度などがあり、精神的に苦痛を感じている。	左記に該当せず、虐待のみられない状態。

\*参考 「高齢者虐待防止における評価体制の構築を目指して」より改変

◆養護者による障がい者虐待の区分と事例

虐待の区分	定義・例
身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。</li> <li>・刃物や器物で外傷を与える。 など</li> </ul> <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。</li> <li>・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。 など</li> </ul> <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず障害者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。</li> <li>・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事や飲み物を口に入れる。 など</li> </ul> <p>④ 正当な理由のない身体拘束。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柱やいすやベッドに縛り付ける。医学的判断に基づかない投薬によって動きを抑制する。ミトンやつなぎ服を着せる。 など</li> <li>・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など</li> </ul>
性的虐待	<p>◇あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キス、性器等への接触、性交</li> <li>・性的行為を強要する。</li> <li>・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。</li> <li>・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。</li> <li>・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。</li> <li>・性器を写真に撮る、スケッチをする。</li> <li>・わいせつな映像や写真を見せる。</li> <li>・自慰行為を見せる。 など</li> </ul>
心理的虐待	<p>◇脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害に伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、障害者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。</li> <li>・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。</li> <li>・侮蔑を込めて、子どものように扱う。</li> <li>・人格をおとしめるような扱いをする</li> <li>・話しかけているのに意図的に無視する</li> <li>・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視して、トイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。</li> <li>・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。</li> <li>・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など</li> </ul>

<p>放棄・放置</p>	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介助や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、障害者の生活環境や、障害者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。</li> <li>・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。</li> <li>・室内にごみを放置する、掃除をしない、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など</li> </ul> <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障害者が必要とする医療・障害福祉サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊や病気の状態を放置する。</li> <li>・支援者が医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。</li> <li>・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。</li> <li>・必要な障害福祉サービスを利用させない、利用を制限する。 など</li> </ul> <p>③ 同居人等による障害者虐待と同様の行為を放置する。</p>
<p>経済的虐待</p>	<p>◇ 本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。</li> <li>・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。</li> <li>・年金や賃金を管理して渡さない。</li> <li>・年金や預貯金を無断で使用する。</li> <li>・本人の財産を無断で運用する。 など</li> </ul>

(参考)

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」

令和6年7月厚生労働省